

【概要】

製品を製造するに際しては、そこに至るデザインプロセスの一環として、製造に先立って製品のデザインを図面、設計図など何らかの書面に記録することが通例であろう。図面、設計図など製品のデザインが記録された書面は著作物に該当し得るが、そうした書面をもとに製品を製造したとき、デザインが記録された書面と、製造された製品とはどのような関係に立つのだろうか。

本報告では、物品のデザインを記録した図面や設計図等に基づく物品の製造等につき図面や設計図等の著作権の侵害としない旨の抗弁を明文で規定するイギリス1988年著作権・意匠・特許法を参照しつつ、製品のデザインが記録された書面につき、それらに基づく物品の製造行為、及びデザインが記録された書面自体の複製行為の著作権法上の扱いを検討する。

2023 ◆◆◆参加無料◆◆◆

1月27日（金）

16:10～17:40

※第1回及び2回は、対面とオンラインの併用で開催します。

第一回

アートと
知財セミナー

講師紹介

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

講師

金城学院大学 生活環境学部講師 末宗 達行 氏

テーマ

『図面等に描かれたデザインと著作権保護
—「アートと知財」の一断面として—』

【本報告に関連する論文】

- 「図面等に描かれたデザインと著作権保護をめぐる一考察」高林龍先生古稀記念『知的財産法学の新たな地平』（日本評論社、2022年）
- 「応用美術の『写り込み』をめぐる一考察（1～2・完）—イギリス法との比較を通じた著作権法30条の2の解釈の検討—」早稲田法学 97巻4号1頁以下・98巻1号1頁以下（いずれも2022年）
- 「応用美術の論点とグラフィックデザインとの関係に関する一考察」早稲田法学96巻1号（2020年）1頁以下
その他の研究については、報告者のResearchmap(https://researchmap.jp/tatsuyuki_suemune)を参照。

【お申込み】

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=221124130906>

【お問合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL : 0836-85-9942

E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



☞こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

申込締切
1/26

広報

提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点